

## ■ 子育て支援に関する他自治体の事例

### 1 保育所関係

#### (1) 大学内への認定こども園の開設（文京区）

文京区は、お茶の水女子大学と子育て支援の推進に関する協定を締結し、認可保育所に幼稚園機能を備えた区立の保育所型認定こども園を同大学の敷地内に開設する。

区と大学が共同し、区民への質の高い保育サービス・幼児教育の提供により保育所待機児童の解消を図るとともに、大学における教育研究活動の実践と成果の社会還元を通じた文京区全体の保育サービス・幼児教育の質の向上を目的に実施するもので計画では2016年4月の開園を目指している。

#### (2) 賃貸物件を活用した保育所を整備・運営する法人を募集（名古屋市）

名古屋市は、待機児童対策として賃貸物件を改修して保育所を整備・運営を行う法人を募集した。

社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費者生活協同組合のほか、株式会社などにも応募資格を認めた。選定にあたっては、経営状態が安定しているかどうかについて企業会計に識見を持つ者によるヒアリング調査・書類審査、運営方針について保育士の有資格者によるヒアリング調査・書類審査を実施した。また、3年に1回は福祉サービス第三者評価を受けることを義務付け、事業から撤退する場合の市との事前協議と保護者への予告を義務付けている。

#### (3) 小規模保育事業などで待機児童を解消（神戸市）

神戸市は、小規模一体型保育所の整備などで保育所入所待機児童の解消を図ることにした。

小規模一体型保育所は、駅周辺などの利便性の高い場所では保育所に適した広さの土地の確保が難しいことから、近隣のビルの空き床などとの組み合わせにより一体の保育所を整備するもので、生後6ヶ月過ぎから2歳児までを対象とした定員6～19人の施設。また、保育ニーズの増大する地域にある西神南駅構内の空きスペースを活用し、保育所の分園を整備する。

さらに、「グループ型家庭的保育（保育ママ）」事業の実施主体、利用定員、実施箇所数、受入枠、賃料補助額、改修補助額などを拡充。様々な手法を駆使して約900人分の受入枠を拡大することにしている。

#### (4) 認可外保育所利用に助成（広島県）

広島県は2015年度、やむを得ない理由で料金が割高な認可外保育所に子どもを預ける世帯向けに、認可保育所との差額分を助成する制度を創設する。高額な保育料がネックとなって、職場復帰や再就職を見合わせている女性の就業を後押しする狙い。15年度当初予算案に事業費3900万円を計上した。

広島市と県は、今年4月1日時点で市内の待機児童をゼロにすることを目指し、保育所整備を進めている。しかし、年度途中になって認可保育所の利用を希望する世帯のニーズに応えるだけの定員確保は難しいのが現状で、県は認可と無認可の保育料差額分として月額1万～4万円を公費負担することにした。

県内では年度当初の段階から待機児童が出るのは例年、広島市だけだが、年度途中では他市町にも広がり、県内全体では年間1200人規模となる。このうちの半数に当たる約600人が無認可保育所を利用すると想定し、事業費を算出した。

支給決定に当たっては、対象となる子どもが、待機児童であることを市町に確認し、市町が指導・監督している無認可保育所に入所させることを要件とする。助成は認可保育所が空くまでの「つなぎ」という位置付けで、自ら希望して無認可の利用を続ける世帯には支給しないよう、翌年度の認可保育所入所が決定した段階で、無認可利用中の助成金を一括交付する。

#### (5) 県庁に地域開放型保育所（広島県）

広島県は2015年度、近隣の企業と連携して、県庁内に職員以外でも子どもを預けられる地域開放型の事業所内保育所を整備する。県内のモデルとして各事業所の福利厚生担当者らに提示し、同様の保育所整備を働き掛ける考え。

利用を従業員に限る事業所内保育所は、これまで公的補助がない認可外保育所扱いだったが、国の制度が変わり、15年度からは一定枠を地域に開放するなど条件を満たせば、認可を受けられる。県はこの制度変更に着目。率先して地域開放型事業所内保育所を設置し、待機児童の受け皿づくりを加速させることにした。

保育所の設置場所は、県庁東館1階の旧旅券センターのスペース約100平方メートル。0～2、3歳児を18人まで受け入れることとし、認可保育所の設置基準に合わせ、保育室、乳児室、ほふく室、調理設備などを整備する。

このための建物改修費などとして、15年度当初予算に4300万円を計上した。連携する近隣企業には、遊具配備などを担ってもらう。

開設は16年2月を予定。定員18人のうち最低5人を地域枠として、地元自治体の広島市に入所調整を委ね、残りは県職員と、近隣企業の従業員の利用枠とする。必要となる保育士は5人程度。この確保も含めた保育所運営は、公募で選ぶ保育専門業者に行ってもらおう。

## 2 企業への助成関係

### (1) 国へ提言目指し少子化対策モデル事業（新潟県）

新潟県は、少子化対策を国に提言するため、有識者らによる検討委員会が設計したモデル事業を平成27年度から3年間実施し、検証を行う。平成27年度当初予算案に1億1800万円を計上した。最高200万円の現金支給など、6パターンの事業を用意している。

骨格となるのが、①仕事と子育ての両立実現に向けて、育児休業のサポートや短時間勤務など時間的ゆとりの創出に取り組む企業などに年間最大150万円を支給、②多子世帯における将来の経済的不安を取り除くため、第3子以上が生まれた従業員に県と企業が計200万円を支給、③当面の子育て費用に対する不安に 대응するため、第1子以上が生まれた従業員に県と企業が計50万円を支給の3事業。

育児の時間確保を助ける企業への支援をベースに、第3子以上が生まれた従業員支援、または当面の子育て費用支援をそれぞれ組み合わせた複合型も準備。さらに、安心して楽しく子育てできる地域の実現に向けて、試行的な取り組みを行うNPOや団体などへの支援として、年間最大150万円を上限に支給する。

今後、モデル事業に参加する企業、非営利法人などを公募し、7月ごろをめどに事業を開始する予定。

知事は「どういう施策を打つとどういう結果が出るのか、数字で把握することが大事だと思う。地方創生の重要なポイントとして、少子化モデルの効果検証をやっていききたい」と強調。検討委の丸田秋男座長も「国に提言できるようなきっちりしたデータ収集と分析をし、少子化対策の方向性を明らかにしていきたい」としている。

### (2) 男性の育児休業取得促進奨励金を交付（千葉市）

千葉市は、男性の育児休業取得を促進するため、奨励金を交付する制度を設けた。

「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担意識が政令市で最下位で、子育て期にある女性の労働力率も下位であることから、男性が育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るのがねらい。

市内の中小企業に勤務する男性が連続10日以上育児休業を取得した場合、本人に5万円を、その男性を雇用している事業主に対しては20万円を交付する。交付要綱を策定した後に募集を開始する。

### (3) 男性の育休、企業に奨励金（岡山県）

岡山県は、男性従業員に育児休業を取得させた企業に対し、奨励金を支給する制度を設ける。社会全体で子育てを支え合う環境づくりを推進し、出生率の向上につなげるのが狙い。

「おかやま子育て応援宣言企業」として県に登録し、育休を制度化した企業が対象。1カ月以上の育休について、1人目は40万円、2～5人目は20万円を、それぞれ支給する。1週間以上1カ月未満の育休については、それぞれ半額を支給する。

県は併せて、各企業の育休所得に向けた取り組みなどを、ホームページで発信。男性の育休取得に向けた普及・啓発活動を強化する。

県内の男性による育休所得率は、2012年度で4.3%にとどまっている。県は「子育て支援の取り組みは今まで、女性に偏っていた。男性も育児に参画できる環境を整えていきたい」（子ども未来課）と話している。

## 3 各種子育て支援サービス関係

### (1) スマホ向け子育てアプリ配信（京都市）

京都市は、スマートフォン向けの子育てアプリ「京都はぐくみアプリ」を配信する。

アプリは無料で、ダウンロードすると保育園や幼稚園などで開催されるイベント・相談会といった子育て支援情報をリアルタイムで知ることができる。利用地域や子どもの年齢などを登録すれば、最新のイベント情報などがメールで届く。

市関連施設の「授乳スペース」「おむつ替えスペース」の有無や、イベント会場までのナビゲーション機能も付いている。市の支援施策が目的に応じて分かりやすく掲載されており、必要な施策の内容を確認できるほか、子どもの身長や体重、写真などの記録も可能になっている。

市は、2013年10月、子育て世帯にアンケートを実施。今年度予算に約500万円を計上し、ニーズが多かったアプリ配信に取り組んでいた。配信と同時に「子育て応援ウェブサイト」もリニューアルする予定で、児童館などでリーフレットを配布。母子手帳の交付時などでも利用を呼び掛ける。

児童家庭課によると、10年の国勢調査で、0～9歳の子どもがいる家庭は1万1256世帯。市長は「子育て支援に関する的確な情報を提供したい。当初の登録数は1万5000世帯が目標」と話している。

## (2) 山形版「ネウボラ」展開へ（山形県）

山形県は、妊娠から子育てまで切れ目なく支援し、相談も受けられる地域拠点を整備する方針を決めた。3世代同居率が全国で最も高い特徴を生かし、子育て経験がある地域の女性らを活用したワンストップサービスを展開するため、2015年度から拠点づくりを始める。

県が参考にするのは、フィンランドの「ネウボラ」と呼ばれる妊娠期から子どもの就学まで切れ目なく支援する制度。身近な拠点で、専門教育を受けた保健師が支援する。

県による妊産婦向け相談窓口や、市町村による乳児家庭全戸訪問など個別の支援はあるが、情報を共有しておらず、子育ての不安や負担感が解消されていないと判断。新たな施設を整備し、相談者に関する情報共有や支援情報の発信強化に加え、育児経験者の力も借りたきめ細かい支援を進めることにした。

施設は市町村が整備し、県が財政支援する。全市町村への設置が理想だが、施設ごとに保健師が必要になるなど課題も多い。このため、来年度から人口が多い市部で試験的に導入し、町村をまたぐ広域的な拠点を含め整備を進める。

## 4 子育て世帯への助成関係

### (1) 若者・子育て世代の住宅取得に補助（茨城県龍ケ崎市）

龍ケ崎市は、定住を促すため、市内で住宅を取得する40歳未満の世帯向けの補助制度を創設する。期間は2015～17年度の3年間。

市は、11年度に作成したまちづくりのマスタープラン「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」に基づき、にぎわい創出と定住促進を重点施策として進めてきた。しかし、人口減少に歯止めがかからず、定住促進は一層重要な課題となっていることから、住宅を取得する若者や子育て世代に補助することにした。

補助金は、一定の要件を満たせば、市内在住者、市外からの転入者を問わずに支給する。補助の基本額は10万円。市外からの転入者には転入加算5万円のほか、同居・近居加算（5万円）、子育て加算（子供1人につき5万円）などを行い、30万円を上限に補助する。

住宅取得補助制度は県内で11例目だが、子どもの数に応じた加算は初めてという。市長は「就職などで市から出た子どもたちが、ついの住み家として龍ケ崎を選ぶ後押しになれば」と話している。

## (2) 子育て世帯の新築長期優良住宅に助成（東京都福生市）

福生市は2015年度から、市内にある新築の長期優良住宅を取得する子育て世帯に対して、固定資産税相当額を最長5年間助成する。

対象は、親と中学生までの子どもが継続して同居している世帯。15年1月2日から18年1月1日までの間に、延べ床面積が戸建てで90平方メートル、共同住宅で70平方メートル以上の長期優良住宅を取得した場合に、家屋に掛かる固定資産税相当額を助成する。助成金額は1年度当たり10万円が上限。

長期優良住宅は、都の多摩建築指導事務所が耐震性や省エネルギー対策などについて、一定の基準を満たしていると認定した住宅。長く良好な状態で暮らすことができる住宅の取得を奨励しながら、子育てを支援し市内定住を促す。

## (3) 子育て世帯の住宅取得で奨励金（福島県南相馬市）

南相馬市は2015年度から、子育て世代らの住宅取得を支援するため、最大100万円の奨励金を支給する。東京電力福島第1原発事故の影響で、市内に住む若年層の人口が大幅に減少しているため。地方創生交付金の先行型を活用する方針で、同年度当初予算案に関連経費9700万円計上した。

支給対象は家族の中に、▽18歳以下の子ども▽妊婦▽45歳未満の配偶者一のいずれかがいる世帯。同市に住民票を置き、最低5年間住み続けることが条件。市内に住宅を新築する場合は100万円、民間賃貸住宅に入居する場合は18万円の奨励金を交付する。

同市では福島第1原発事故による放射能不安の影響で震災前7万1000人を超えていた市内の居住人口は震災直後1万人前後まで減少した。その後、5万1500人（15年1月29日時点）まで回復してきたが、14歳以下の年少人口は4600人で、震災前の48%にとどまっている。

## (4) ベビー用品購入を補助（埼玉県川口市）

川口市は、子育てしやすいまちづくりのため、1歳未満の乳児の保護者がベビー用品の購入やレンタルなどをした場合、1人につき上限1万円を補助する。2015年度当初予算に事業費3600万円を計上した。

同市の人口は微増が続いており、15年度新たに生まれる乳児は5000人超となる見込み。支給対象となるのは、①ベビーベッド、②ベビーゲート、③抱っこひも、④ベビーチェア、⑤ベビーカー、⑥チャイルドシート、⑦3人乗り自転車一を購入またはレンタルした場合と、助産師による授乳指導を受けた場合の費用。ただし、一定の所得制限を設ける。

領収書を添付し申請してもらおう。子ども育成課は「使用店舗が限られる利用券などではないため、保護者にとって便利な場所で役立ててもらえる」としている。

## 5 その他

### (1) 子育てサークルに補助金（長野市）

長野市は2015年度、少子化対策の新規事業として、未就学児の子育てサークル活動を資金面で支援するための補助金を創設する。同年度当初予算案に100万円を盛り込んだ。

新たな補助金は、サークルの参加保護者の数に応じ、5人以上10人未満は2万円、10人以上20人未満は3万円、20人以上は5万円を年度当初に交付。絵本や玩具の購入、研修会に招く講師の謝礼、子どものけがに備える保険料、活動場所の使用料などに充てられる。

補助金申請時には、市への団体登録や活動計画の提出が必要。保育課によると、市内には登録済みの子育てサークルが37あり、未登録のサークルも活動している。どの団体も会費は無料か少額で、経費支援を求める声が出ていた。

また、妊産婦や子育て世帯に向けて、出産や育児に役立つ助言、定期健診や予防接種といった情報を個人メール宛てに配信する事業も始める。15年度予算案には、こうしたサービスを展開しているNPO法人への業務委託費など約300万円を計上した。